

2026 年春（4 月）再入学

東洋大学に再入学するにあたっての再入学手続（在留資格等）について （日本国以外の国籍を有する者）

I. 共通事項

- (1) 在留資格
- 本学に再入学する外国人学生（日本国以外の国籍を有する者）は 2026 年 4 月 1 日時点で「留学」または他の中長期在留資格を有していることが必要です。「短期滞在」の在留資格で本学に再入学することはできません。
- (2) 在留資格「留学」について
- 本学に再入学を許可された外国人学生は、「留学」の在留資格を申請することができます。
- | | | |
|------|--------------------|--|
| 学部生 | | ・第 2 部・イブニングコース（夜）に入学する場合、在留資格「留学」を取得できません。
・本学では、2026 年 2 月以降に実施する入学試験および大学入学共通テスト利用試験の受験者の在留資格認定証明書の代理申請は行いません。 |
| 大学院生 | 2026 年
春（4 月）入学 | ・経営学研究科ビジネス・会計ファイナンス専攻中小企業診断士登録養成コースに入学する場合、在留資格「留学」を取得できません。 |
- (3) 外国人留学生対象の制度の利用
- 外国人留学生対象の授業料減免、奨学金受給等の制度は、在留資格が「留学」の外国人学生が申請できるものです。日本に長期に滞在できる「留学」以外の在留資格でも再入学・在学することはできますが、その場合は外国人留学生対象の授業料減免、奨学金受給等の制度は利用できません。外国人留学生対象の制度利用を希望する場合は、在留資格変更許可申請を行ってください。
- (4) 留意事項
- 在留資格申請にかかる所定の手続、再申請、取消訴訟等により、授業を欠席する等に伴う不利益について、本学は一切の責任を負わないものとしますので、ご注意ください。
- (5) その他
- 入国前に必要な情報は、Web サイト <https://www.toyo.ac.jp/academics/international-exchange/enroll/prearrival/> でお知らせしますので、必ずご確認ください。

II. 有効な在留資格がある場合（日本に居住している方）

- すでに在留資格「留学」または他の中長期在留資格を有している場合でも、現在の在留資格期限に応じて在留期間更新申請または在留資格変更申請を行ってください。ただし、下記項目に該当する場合は、一度出国し、以下「III.有効な在留資格がない場合」と同じ手続を求める場合があります。この場合、本学では「留学」の在留期間更新許可申請は行いません。
- ①本学入学前に在籍している教育機関で「留学」の在留資格を取得しており、前の教育機関の課程修了（卒業）から本学への入学までの期間が3カ月以上あいている場合
- ②本学入学前に在籍している教育機関で「留学」の在留資格を取得しており、時期に関係なく前の（または現在在籍している）教育機関の課程を修了（卒業）せずに退学をした（またはする予定）場合等、本学が在留期間更新許可申請は不適切と認めた場合
- ※事情により、「在留資格認定証明書」の交付が2026年4月1日の入学に間に合わない場合もありますが、授業を欠席する等に伴う不利益について、本学は一切の責任を負わないものとしますので、ご注意ください。
- ※「短期滞在」の在留資格では、大学に在籍することはできません。入学前に中長期の在留資格を取得する必要がありますので、「III. 有効な在留資格がない場合」と同じ手続を行ってください。
- (1) 再入学取り消し
- 2026 年 4 月 1 日時点で、「留学」または他の中長期在留資格を取得していない場合（「在留期間更新申請中」または「在留資格変更申請中」は除きます。）は、本学への再入学許可は 2026 年 3 月 31 日付けで取り消しとなります。この場合は、所定の手続を行うことで入学金を除く納付金を返還します。ただし、「在留期間更新申請中」、「在留資格変更申請中」には再申請又は取消訴訟にかかる期間を含みます。
- (2) 除籍
- 2026 年 4 月 1 日時点で、「在留期間更新申請中」または「在留資格変更申請中」の場合で、2026 年 5 月 3 1 日までに在留期間更新許可又は在留資格変更許可が確認できない場合は、本学が定める日付で除籍となりますので早めに手続を行ってください。除籍の場合は、所定の手続を行うことで、入学金を除く納付金を返還します。なお、「在留期間更新申請中」、「在留資格変更申請中」には再申請又は取消訴訟にかかる期間を含みます。
- (3) 在留期間の更新・在留資格の変更
- 再入学前に「留学」の在留期間の更新をする必要がある場合、もしくは他の中長期在留資格から「留学」に在留資格の変更を希望する場合、東洋大学が出入国在留管理庁へオンライン代理申請を行います。以下「●申請について」を確認し、現在の在留資格期限等に応じて各自で手続を行ってください。

●申請について

対象者	◆ 現在、在留資格「留学」を有する者 ◆ 在留期限（在留カード満了日）が以下の者 2026年春（4月）入学（原則 2026年4月～6月） ※2026年4月前に在留期限を迎える場合は、現在所属している教育機関にて更新を行うこと。 ※他の在留資格から「留学」に変更をご希望の方、または現在所属している教育機関を退学する方は、まず下記問い合わせフォームよりお問合せください。 お問合せフォーム： https://forms.gle/MLLPBiLVQvecjCS68
受付期間	（学部生） 入学手続締切日後 1 週間以内 ※それまでに期限が切れる方は、東洋大学在留資格サポートオフィスにご連絡ください。 （大学院生） 納付金納入完了後 1 週間以内 ※それまでに期限が切れる方は、東洋大学在留資格サポートオフィスにご連絡ください。
手続方法	①申請フォームに必要事項を入力してください。 申請フォーム URL： https://forms.gle/52bsWUvqn5qqDSWWA ②①の内容を確認後、東洋大学在留資格サポートオフィス（ toyo-pugs@tugs.co.jp ）よりメールで手続き案内メールを送付します。 ③受信したメールの内容に従い、PUGS（東洋大学在留資格申請システム）上で、在留期間更新または在留資格変更に必要な情報と書類、入学許可書を提出してください。 PUGS ログイン URL: https://toyo-pugs.com/sp/entry PUGS 使用マニュアル： https://sites.google.com/tugs.co.jp/pugs ④入力内容確認後、大学にてオンライン代理申請を行います。 ⑤出入国在留管理庁での審査終了後、通知メールが送付されます。 大学より結果通知書を配布しますので、来校してください。 2026 年春（4 月）入学：3 月までは白山キャンパス東洋大学在留資格サポートオフィス、4 月以降は各キャンパス窓口 ⑥結果通知書、在留カード、パスポートを持って入国管理局に新しい在留カードを受け取りに行ってください。
受付窓口	東洋大学在留資格サポートオフィス 場所：白山キャンパス 8 号館 2F 受付時間：月曜日～金曜日 9:30～17:00 来室は入構制限期間および土・日・祝日は除く。 入構制限期間は本学 Web サイト（ https://www.toyo.ac.jp ）で確認してください。
Web サイト	https://www.toyo.ac.jp/international-exchange/international/immigration_visa/pre-enrollment/visa-newstudents/

Ⅲ. 有効な在留資格がない場合（日本に居住していない方）

- 本学に再入学するには 2026 年 4 月 1 日時点で、「留学」もしくは他の中長期在留資格を有していることが必要です。手続に時間がかかる場合でも、2026 年 4 月 3 0 日までに、在留資格認定証明書の交付およびビザ（査証）の発給を受けて来日し、本学に在留カードを提出し、所定の手続を完了させる必要があります。
- （1）在留資格認定証明書の代理申請について（在留資格「留学」のみ代理申請します）
- ① 所定の再入学手続が完了した時点で、本学指定の行政書士を通して出入国在留管理庁に対し「在留資格認定証明書交付」の代理申請を行うことができます。出入国在留管理庁による審査の後、「在留資格認定証明書」が交付されます。その後、PUGS（東洋大学在留資格申請システム）から各自ダウンロードし、ただちに自国または在住国の在外日本公館にてビザ（査証）の発給手続を行ってください。
 - ② 代理申請には「学費支弁能力証明書」が必要です。準備には時間を要する場合があるため、あらかじめ十分な時間的余裕をもって準備をしてください。
 - ③ 本学で「在留資格認定証明書交付」の代理申請を希望する場合、過去の交付申請回数と交付になった回数を正しく申し出てください。また、提出した全ての書類および入力内容等に関して、虚偽の報告により不交付になった場合、大学での再申請は受付しません。
 - ④ 在留資格認定証明書については出入国在留管理庁が、ビザ（査証）取得については在住国の在外日本公館がそれぞれ審査を行います。不交付、不発給となった場合について、大学は一切責任を負いません。
なお、在留資格認定証明書不交付に伴う再申請の代理申請は行いません。
 - ⑤ 日本国内で在留資格「短期滞在」から「留学」に資格変更することは原則できません。必ず自国または在住国の在外日本公館よりビザ（査証）の発給を受けてから来日してください。
- （2）再入学許可の取り消し
- 2026 年 4 月 30 日までに、在留カードの取得が確認できない場合は、再申請、取消訴訟等にかかる期間を含む一切の理由にかかわらず、本学への再入学許可は 2026 年 3 月 31 日付けで取り消しとなります。この場合は、所定の手続を行うことで納入済みの場合は入学金を除く納付金を返還します。
- （3）除籍
- 2026 年 4 月 30 日までに、在留カードを取得しているにもかかわらず、所定の手続を行わなかった場合は、2026 年 4 月 30 日付けで除籍となります。この場合は、入学金および納付金（春学期分）は返還しません。

●在留資格認定証明書の代理申請について

手続方法	PUGS（東洋大学在留資格申請システム）にログインし、申請情報の入力、必要書類を提出してください。 PUGS アカウント登録用 URL: https://toyo-pugs.com/sp/entry PUGS ログイン URL: https://toyo-pugs.com/sp/login PUGS 使用マニュアル： https://sites.google.com/tugs.co.jp/pugs
データ送付期限	入学手続締切日（日本時間）までに提出してください。
注意事項	提出書類の氏名は必ず <u>パスポートの英字表記</u> で記載してください。書類不備で不許可となった場合、大学は一切責任を負いません。
問い合わせ先	東洋大学在留資格サポートオフィス 場所：白山キャンパス 8 号館 2F 受付時間：月曜日～金曜日　9:30～17:00 E-mail：toyo-pugs@tugs.co.jp

●入学手続に関するお問い合わせ先

合 格 学 部	問 い 合 わ せ 先	
文学部	文学部教務課	bungaku03@toyo.jp
経済学部	経済学部教務課	https://forms.gle/vHKkSjokxqPCQYTb6
経営学部	経営学部教務課	https://forms.gle/ce18YsceyNqEvQtf8
法学部	法学部教務課	https://forms.gle/RUTrdDpptBZC1CgNA
社会学部	社会学部教務課	https://forms.gle/e45r66gWR2H5tpLEA
国際学部	国際学部教務課	ml-grs-kyomu@toyo.jp
国際観光学部	国際観光学部教務課	https://forms.gle/7qQFFM1mPEYoKQV37
理工学部	川越事務課	https://forms.gle/q8iw39UsrCuP1hBM9
総合情報学部		
生命科学部	朝霞事務課	https://forms.gle/aYAXQ1E5heeKGMd6A
食環境科学部		
情報連携学部	赤羽台事務課（INIAD）	ml-iniad-fs@toyo.jp
ライフデザイン学部	赤羽台事務課（WELLB）	mlakyo@toyo.jp
福祉社会デザイン学部		
健康スポーツ科学部		

●在留資格、ビザ（査証）等に関するお問い合わせ先

問 い 合 わ せ 先	
東洋大学在留資格サポートオフィス	toyo-pugs@tugs.co.jp